

令和 8 年度

**湯前町地域防災計画書
(資料編)**

熊本県球磨郡湯前町

資料一覧

- ・ 災害対策本部の編成及び任務
- ・ 各対策部の分掌事務
- ・ 各警戒体制の移行基準(地震以外)
- ・ 各警戒体制の移行基準(地震)
- ・ 各警戒体制の編成と任務
- ・ 別表 1 : 気象予警報等の伝達系統
- ・ 別表 2 : 地震に関する情報の伝達系統
- ・ 別表 3 : 指定河川洪水予報および水防警報の伝達系統

災害対策本部の編成・任務

災害対策本部長(町長)

地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する。

○協議事項

- ・災害予防及び災害応急対策に関する事項
- ・自衛隊災害派遣要請に関する事項
- ・災害救助法の適用および運用の調整に関する事項
- ・その他重要事項

副本部長(副町長・教育長)

本部長の補佐・職務の代理

災害対策本部室(室長:総務課長)

任 務

- 災害対策本部会議に関する事項
- 災害情報の収集及び伝達に関する事項
- 被害状況の報告及び伝達に関する事項
- 各対策部及び各防災機関等との連携に関する事項
- 自衛隊の派遣要請に関する事項
- 災害応急対策事務命令に関する事項
- その他本部長の指示に関する事項

各防災機関等

- 自主防災組織
- 消防機関
- 警察機関
- 自衛隊
- 指定地方行政機関
- 指定公共機関及び指定地方公共機関
- 公共的団体及び防災上重要な施設管理者

総 務 対 策 部

部長:総務課長(兼)、議会事務局長

応 急 対 策 部

部長:消防団長

土 木 対 策 部

部長:建設水道課長

衛 生 対 策 部

部長:保健福祉課長、税務町民課長

農 林 商 工 対 策 部

部長:企画観光課長、農林振興課長

文 教 対 策 部

部長:教育課長

出 納 対 策 部

部長:会計室長

各対策部の分掌事務は別紙のとおり

各対策部の分掌事務

部	部長	部員	分 掌 事 務
総務対策部	総務課長・議会事務局長	総務課・議会事務局職員	1 本部室の事務に関する事項 2 災害経費の予算事務に関する事項 3 職員の動員派遣に関する事項 4 災害情報の収集伝達、被害状況報告・公表に関する事項 5 災害応急措置及び他の対策部との連絡調整に関する事項 6 消防団の出動連絡に関する事項 7 自衛隊の派遣要請及び連絡調整に関する事項 8 広報活動に関する事項 9 報道機関との連絡に関する事項 10 電気、ガス、石油等のエネルギー確保に関する事項 11 町外からの応援職員の受け入れに関する事項 12 外部からの問合せ対応等に関する事項 13 職員の安否確認に関する事項 14 庁内職員の人員調整に関する事項 15 議会議員との連絡調整に関する事項
応急対策部	消防団長	消防団員	1 災害応急復旧資材の調査並びに輸送に関する事項 2 災害の発生による応急作業に関する事項 3 災害復旧作業に関する事項 4 災害時の公安警備に関する事項 5 団員動員に関する事項
土木対策部	建設水道課長	建設水道課職員	1 応急復旧資材の調達輸送に関する事項 2 水防に関する事項 3 土木施設の応急対策及び応急資材の確保に関する事項 4 災害対策用杭・桁・土嚢用砂等資材の調達に関する事項 5 交通途絶時における道路等の迂回等の設定に関する事項 6 土木に関する災害情報の収集及び被害報告に関する事項 7 上水道に関する事項 8 下水道に関する事項 9 外部からの問合せ対応等に関する事項
衛生対策部	保健福祉課長・税務町民課長	保健福祉課・税務町民課職員	1 災害救助に関する事項 2 日赤及び診療所との連絡に関する事項 3 罹災者の保護収容に関する事項 4 救援物資の斡旋に関する事項 5 応急食糧の確保及び調達輸送に関する事項（米穀、農畜産物含） 6 応急医薬品及び物品の調達管理に関する事項 7 清掃に関する事項 8 患者輸送に関する事項 9 医薬品衛生材料の供給に関する事項 10 防疫・医薬関係者の動員に関する事項 11 被災者の就職斡旋に関する事項 12 災害にかかる税務町民課の分掌事務に関する事項（罹災証明等） 13 炊き出しに関する事項 14 避難所運営に関する事項（福祉避難を含む） 15 被災者生活再建支援等の事務に関する事項 16 外部からの問合せ対応等に関する事項

各対策部の分掌事務

部	部長	部員	分 掌 事 務
農林商工対策部	農林振興課長・農業委員会事務局長 企画観光課長	農林振興課・税務町民課職員 農業委員会・企画観光課職員	1 農作物等の被害実態調査並びに対策に関する事項 2 農地及び農業用施設、林地及び林業用施設の応急措置に関する事項 3 農地及び農業用施設、林地及び林業用施設の被害状況調査に関する事項 4 薪炭、木材の確保及び調達、輸送に関する事項 5 応急食糧の確保及び調達輸送に関する事項（米穀、農畜産物含） 6 電気、ガス、石油等のエネルギー確保に関する事項 7 被災農家に対する融資斡旋に関する事項 8 町税の減免等に関する事項 9 商工業・観光施設災害に関する事項 10 外国人被災者の状況及び避難状況の把握に関する事項（支援含む） 11 外部からの問合せ対応等に関する事項
文教対策部	教育長・教育課長	教育課職員	1 応急教育対策に関する事項 2 民間団体の活用に関する事項 3 文教体育施設等の災害情報収集及び被害報告及び本部室との連絡調整に関する事項 4 避難所運営に関する事項（備蓄物資の輸送含む） 5 外国人被災者の状況及び避難状況の把握に関する事項（支援含む） 6 外部からの問合せ対応等に関する事項
出納対策部	会計室長	会計室職員	1 災害救助基金の出納に関する事項 2 義援金品・見舞金品等の受付、保管、配分及び輸送に関する事項 3 応急対策物品の購入出納に関する事項 4 その他出納事務に関する事項 5 外部からの問合せ対応等に関する事項

各体制への移行基準及び避難情報の発令基準

	各警戒体制への移行の基準及び各警戒レベル（警戒レベル3およびレベル4）発令の基準			
	大雨	土砂災害	河川の氾濫	暴風 (台風等)
第1 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・気象解説情報 (線状降水帯半日前予測) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警報 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警報 ・市房ダム貯留能力の 半分情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風警報 ・台風接近 →暴風域に入る1.5日～1日前
	警戒レベル3 【高齢者等避難】			
第2 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨危険警報 ・気象防災速報 (記録的短時間大雨) ・気象防災速報 (線状降水帯発生) ・気象防災速報 (線状降水帯直前予測) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険警報 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険警報 ・市房ダムの緊急放流予告 (3時間前) 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風接近 →暴風域に入る半日前
	警戒レベル4 【避難指示】			
災害対策 本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・家屋等への浸水発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警報 ・土砂災害発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫特別警報 ・氾濫発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風特別警報 ・家屋等の倒壊
	警戒レベル5 【緊急安全確保】			

地震発生時の警戒体制の配備及び災害対策本部の設置基準

体 制	配備基準	目 的	編 成
第一警戒体制	震度4が本町に発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震情報を各課への伝達するとともに被害情報等の収集及び各課へ伝達 ○ 人命に係る被害及びライフライン等に関する重大な被害が発生した場合は、被害の状況及び事後の対応要領について、町長に報告 	職員3名による警戒体制。 ただし、避難所を開設する場合は1か所につき職員2名を配置。
災害対策本部設置	震度5弱以上が本町に発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部会議を実施し、把握した被害状況等を共有し、人命に係る被害が発生している場合には、速やかに関係防災機関等に救命・救助活動を要請 ○ 人命に係る被害およびライフライン等に関する重大な被害が発生していない場合は、被害状況および事後の対応を町長に報告 	災害対策本部編成表のとおり。 ※全職員直ちに自主登庁

南海トラフ地震臨時情報発表時の警戒体制の配備基準

体 制	配備基準	目 的	編 成
第一警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震情報を各課への伝達するとともに被害情報等の収集及び各課へ伝達 ○ 人命に係る被害及びライフライン等に関する重大な被害が発生した場合は、被害の状況及び事後の対応要領について、町長に報告 	職員3名による警戒体制。 ただし、避難所を開設する場合は1か所につき職員2名以上を配置。
第二警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部会議を実施し、把握した被害状況等を共有し、人命に係る被害が発生している場合には、速やかに関係防災機関等に救命・救助活動を要請 ○ 人命に係る被害およびライフライン等に関する重大な被害が発生していない場合は、被害状況および事後の対応を町長に報告 	災害対策本部編成表のとおり。 ※全職員直ちに自主登庁

第1警戒体制の編成・任務

配置目的	気象情報等を積極的に入手し、今後の状況推移の予測に基づき、適時適切な避難情報等の発令及び円滑な警戒態勢強化(災害対策本部設置含む)への移行を図る。		
配置基準	気象庁が気象業務法に基づく「警報」(大雨警報・土砂災害警報・氾濫警報・暴風警報等)を発表したとき 台風が接近し暴風域に入る1. 5日～1日前に警戒レベル3の高齢者等避難を発令したとき		
配置場所	湯前町総務課		
編成	職務	管財防災係 1名	
	任務	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等に基づく今後の推移予測及び対応方針(避難情報の発令・警戒体制の強化)を町長、副町長、総務課長へ報告 ・緊急時等における県(町長及び副町長、総務課長へ報告後)への連絡・通報 ・課長会議等(災害対策本部会議含む)の開催の準備 	
	職務	職員1名(総務班)	職員1名(情報班)
	任務	<ul style="list-style-type: none"> ・県への連絡および県防災情報共有システムへの入力 ・クロノロジーの整備 ・防災関係機関やマスコミからの電話等対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が発信する気象情報の取集 今後の推移(早期注意情報) <ul style="list-style-type: none"> * 警報級の継続する時間・日数 * 1時間及び24時間の最大降水量 * 1時間雨量 50mm →道路の浸水の可能性 1時間雨量 70mm →R2・7月豪雨並み 24時間雨量 200mm →R2・7月豪雨並み ・雨雲レーダ 台風の接近及び線状降水帯の動向 ・予報官コメント 降水量の予測 雨のピーク

第2警戒体制の編成・任務

	第1警戒体制	第2警戒体制
場所	総務課執務室	応接室

第2警戒体制
町長
<ul style="list-style-type: none"> 「避難指示」等の発令の判断 「自衛隊等への派遣要請」の判断 災害対策本部設置の判断

副町長
教育長

総務課長

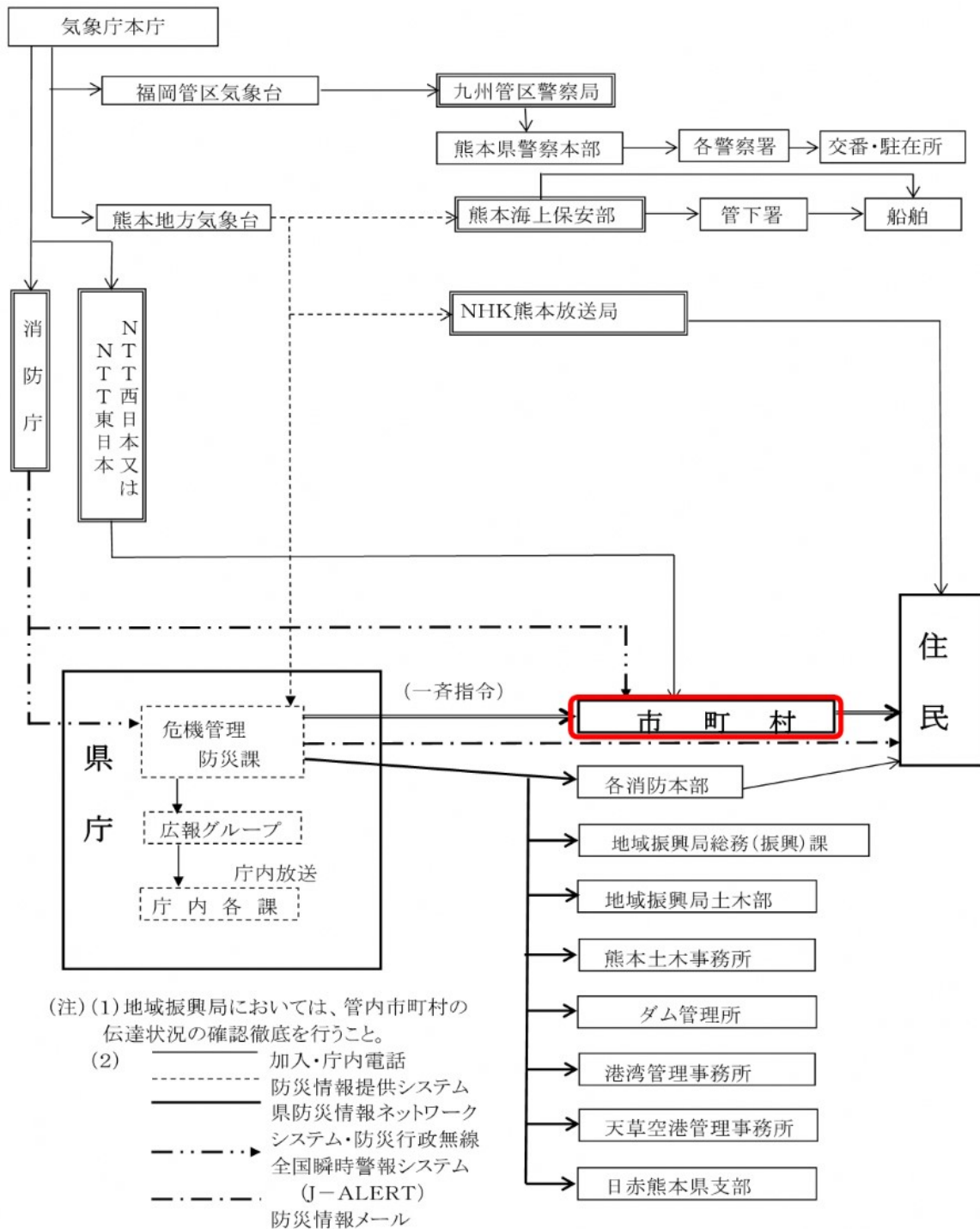
第1警戒体制(3名)	第2警戒体制
管財防災係職員	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町長の状況判断の補佐 ○ 災害・被害情報の整理 ○ 課長等会議の準備 	

総務・情報班	
班員	第一警戒体制配置職員
	第一警戒体制配置職員
班員	議会事務局長
	総務課管財防災係
任務	<ul style="list-style-type: none"> 県への連絡および県防災情報共有システムへの入力 クログローの整備 防災関係機関やマスコミからの電話等対応 登録制メールへの情報発信 気象庁が発信する気象情報の収集

調査班	
班員	建設水道課長、係長以上職員1名
	農林振興課長、係長以上職員1名
	企画観光課長
	教育課長
任務	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設等の被害調査および報告(県への報告含む) 被害情報の整理 被害への対応

運用班	
班員	保健福祉課長
	税務町民課長
	会計室長
	農業委員会事務局長
任務	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者への避難誘導(電話)や避難の確認 避難所の状況(避難者数や要支援者への対応状況等)の確認 避難所の追加に伴う職員の動員

(別表2)地震に関する情報の伝達系統



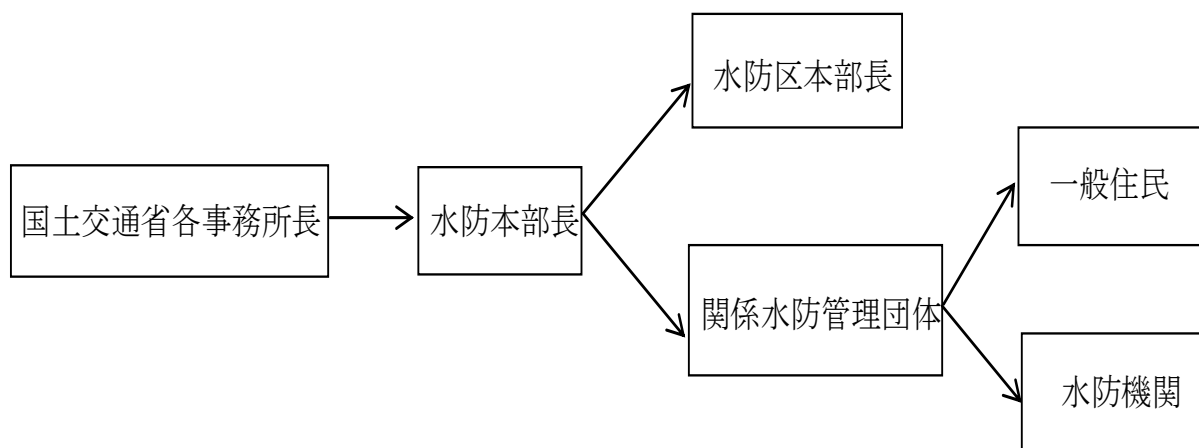
- (注) (1) 地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認徹底を行うこと。
- (2)
- 加入・庁内電話
 - 防災情報提供システム
 - 県防災情報ネットワークシステム・防災行政無線
 - - - - 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
 - 防災情報メール

(3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(別表3) 指定河川洪水予報および水防警報の伝達系統

(1) 国土交通大臣が行う水防警報



(注) 国土交通省各事務所長とは、熊本河川国道事務所長(白川水系、緑川水系)、菊池川河川事務所長(菊池川水系)及び八代河川国道事務所長(球磨川水系)をいう。

(2) 知事が行う水防警報

